

様式 1

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

(新 築 / 増 築・改 築)

(依頼者の氏名又は名称)

(登録住宅性能評価機関名) 印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 住宅の位置
- 2 住宅又は建築物の名称
- 3 住宅の建て方
- 4 工事種別
- 5 認定申請先の所管行政庁名 室蘭市
- 6 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第 6 条第 1 項第 1 号関係 (長期使用構造等)
 - 法第 2 条第 4 項第 1 号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第 2 条第 4 項第 1 号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
(免震建築物、耐震等級 2 又は耐震等級 3 に適合する場合
免震建築物 耐震等級 2 耐震等級 3)
 - 法第 2 条第 4 項第 2 号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第 2 条第 4 項第 3 号関係 (維持保全を容易にするための措置)
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (エネルギーの使用の効率性)
 - 法第 6 条第 1 項第 2 号関係 (住宅の規模)
 - 法第 6 条第 1 項第 3 号関係 (居住環境の維持及び向上への配慮)
 - 法第 6 条第 1 項第 4 号イ及びロ又は同項第 5 号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)
 - 法第 6 条第 1 項第 4 号ハ又は同項第 5 号ロ関係 (資金計画)

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

様式 2

取り下げ届

年 月 日

(宛先) 室蘭市長

届出者 住 所

氏 名

印

次の認定の申請を取り下げるので、室蘭市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 1 2 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無 (法第 6 条第 2 項に基づく申し出)

有 無

3 申請に係る住宅の位置

4 取り下げ理由

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意) 1 印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

取りやめ届

年 月 日

(宛先) 室蘭市長

届出者 住 所

氏 名

印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、室蘭市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 13 条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無 (法第 6 条第 2 項に基づく申し出)
有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 取りやめ理由

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意) 1 印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

様式 4

工事完了報告書

年 月 日

(宛先) 室蘭市長

報告者 住 所

氏 名

印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、室蘭市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第 6 条第 2 項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者
【氏 名】
【住 所】
【電話番号】
- 6 定期点検等実施予定者
【氏名又は名称】
【住 所】
【電話番号】
- 7 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等
【資 格】 () 建築士 () 登録第 号
【住 所】
【氏 名】
【建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【所在地】
- 8 工事中の軽微な変更の内容

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- (注意) 1 印欄は記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください
- 3 「8 工事中の軽微な計画変更の内容」は別紙とすることができます。
- 4 認定計画実施者及び定期点検等実施予定者の住所は住居表示で記載してください。
- 5 建築士法第20条第3項による工事監理報告書、及び、軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。

様式 5

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

(宛先) 室蘭市長

報告者 住 所

氏 名

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、室蘭市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 14 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の内容

--

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意) 1 印欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

室蘭市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前記による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から 6 月以内に、室蘭市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日から 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

室蘭市長 印

別添の承認申請書の申請は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前記による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）から 6 月以内に、室蘭市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は判決があったことを知った日から 6 月以内であっても、処分又は判決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

改善命令書

第 号
年 月 日

様

室蘭市長 印

次の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前記による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）から 6 月以内に、室蘭市を被告として（市長が被告の代表者となります。）札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は判決があったことを知った日から 6 月以内であっても、処分又は判決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

室蘭市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前記による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から 6 月以内に、室蘭市を被告として（市長が被告の代表者となります。）札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日から 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由